＝社協だより＝

平成28年10月1日発行

しあわせ

第 103 号

社会福祉法人
棚倉町社会福祉協議会
棚倉町大字棚倉字中居野68番地1
電 話（0247）33－2623
FAX（0247）23－1525

8月10日 道の日『クリーンアップ作戦』

棚倉町赤十字奉仕団では、毎年8月の「道路を守る月間（道の日）」にちなみ、『クリーンアップ作戦』を実施しています。

今年は、団員39名が早朝6時から各方部6班に分かれてスタートし、それぞれごみ袋と火ばさみを手に主要町道及び生活道路のごみを拾いながらゴールの城跡まで向かいました。

町をきれいにしようと可燃ごみ5キロ、不燃ごみ3キロを拾って、心地よい汗をかきました。お疲れさまでした。

社会福祉協議会は地域福祉の要として、多くの人々の善意に支えられ、福祉事業活動を行っています。住み慣れた町（地域）で安心して、生活できるよう、みんなで互助の心をはぐくみ、支え合い、福祉の「まちづくり」を推進しましょう。

目次

ページ
・共同募金運動 …… 2
・共同募金・御寄附者紹介 …… 3
・あんしんサポート・地域サロン …… 4
・社協のホームヘルプサービス …… 5
・地域包括支援センター …… 6
・しあわせ指定居宅介護支援事業所 …… 7
・ボランティアセンター …… 8～9
・お知らせコーナー …… 10

愛ちゃん希望くんだより

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動が始まりました

おかげさまで70周年

「赤い羽根共同募金」「歳末たすけあい募金」には毎年ご協力を賜り感謝申し上げます。
今年もみなさまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

28年度の目標

赤い羽根共同募金　**2,064,000円**

歳末たすけあい募金　**2,500,000円**

です。

赤い羽根共同募金は、翌年度県内社会福祉事業と棚倉町に配分され、各種団体への助成、サマーショートボランティアスクール開催、ボランティア活動保険料、重度心身障害者自動車燃料費助成事業等への助成金として使われます。

歳末たすけあい募金は、当年度の歳末見舞金贈呈事業、翌年度の夏季見舞金贈呈事業、一人暮らし高齢者火災報知機リース料、高齢者交流会開催、ボランティア活動、新春風まつり凧あげ大会、社協広報発行等の地域福祉活動支援に役立てられます。

●会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
●個人の寄附金は、所得税及び住民税にかかる税上の優遇措置があります。

バザー品を募集しています

受付場所　**棚倉町社会福祉協議会**（保健福祉センター内）

受付期限　**10月24日（月）まで**

※ 受付物は、新品（未使用品）のものに限らせていただきます。
※ 食品等については、お預かりできませんのでご了承ください。
※ 持参することができない場合、連絡頂ければ取りに伺います。

みなさまのご協力をお願いいたします

赤い羽根共同募金運動チャリティーバザー開催

日　時　10月30日（日）　午前9時～午後3時30分

場　所　**棚倉城跡周辺**（わくわく東白川ご当地キャラ祭inたなぐら開催会場内）

みなさまのお越しをお待ちしております

バザーの収益金はすべて福島県共同募金会へ送金し、様々な社会福祉事業へ活用します。

最優秀賞おめでとう

赤い羽根共同募金運動スローガン

【 支え合って70回つないで行こう共同募金 】

棚倉中学校2年 小林　愛弥（あや）さん

「赤い羽根募金」の愛称で親しまれている共同募金運動は、今年度70回目を迎えます。これまでご支援いただいた皆さまに深く感謝するとともに、今後とも共同募金運動を身近に感じていただき、ともに支え合う福祉のまちづくりへの関心を高めるためスローガンを募集したところ、応募作品1,076点の中から最優秀賞に、棚倉中学校2年小林愛弥さんが選ばれました。おめでとうございます。

受賞表彰式は11月10日（木）第70回福島県社会福祉大会（郡山市）において行われる予定です。

共同募金配分金交付決定

“ありがとう” メッセージ

この度、送迎車を購入するために配分金を頂きました。一日約100kmの距離を利用者さんの家庭を回って走る送迎車です。障がいがあるために公共の乗り物を利用することが難しい方にとって送迎車は家と社会を繋ぐ大切な乗り物です。募金をして下さった方々の善意に感謝し、大切に使わせていただきます。有難うございました。

特定非営利活動法人かがやき ドリーム&ホープより

ご寄附

社会福祉に役立ててくださいと、多くの方々から善意の寄附金が寄せられました。深く感謝申し上げます。（平成28年6月20日～平成28年9月12日）

御遺志による寄附（順不同）

大谷　正行様　新　町	石川　要助様　大　梅	緑川　和浩様　大　梅	武地　壽久様　流
蛭田　典夫様　岡　田	遠藤　芳定様　八　槻	細井　正義様　清戸作	浅賀　康弘様　新　町
髙宮弥太郎様　山　田	岡部　昌植様　浅川町	松本　英明様　玉　野	薄葉　友二様　堤
藤田　篤　様　南　町	大平　晟嵩様　古　町	太田　哲男様　古　町	星　直樹様　福　井
大森　康男様　埼玉県	石井　良次様　福　井	星　實　様　寺　山	藤田　榮一様　水白田
大山　広好様　日向前	角田カツヨ様　逆　川	関根　徳雄様　北　町	

その他の寄附

♥須藤　義春様　東京都

♥郡山ヤクルト販売株式会社様
売上金の一部

♥西牧　達人様　堤　手作り杖170本
9月17日 敬老会会場で配布しました。

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）愛称

■ 事業のご案内

この事業は、高齢者や障がい者の方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わるお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業です。

◇ 相談の具体的な例

- 福祉サービスの手続きがわからない…
- 計画的にお金を使いたいけれどもうまくいかない…
- 通帳などをしまった場所を忘れてしまう…

◇ 主なサービスの内容

①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスに関する情報提供をします。
- 福祉サービスを利用又は利用をやめるために必要な手続きをします。
- 福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きをします。

できないこと

施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除など

②日常的金銭管理サービス

- 銀行などに行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援します。
- 医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続きをします。
- 日用品の代金を支払う手続きをします。

できないこと 不動産や預貯金の資産運用など

③書類等の預かりサービス

- 預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。

お預かりできないもの

貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など

◇ 利用料

- 相談から契約までは無料です。
- 契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。
  （1時間を超えると30分ごとに400円が加算されます。）

※この他、生活支援員の交通費がかかります。

■ 利用手続きについて

社会福祉協議会にご連絡ください。（TEL 33－2623）
ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問合せにも対応します。

「地域サロン」から

≪地域の人が気軽に集まれるふれあいの場、それが地域サロンです≫

地域のコミュニケーションの強化、健康増進などを目的に実施しています

活動内容	各地域での茶話会、趣味活動、レクリエーション等
場　所	地域の集会所等
対　象	どなたでも参加できます
助　成	参加者 15人以下 1,500円／回
（区単位に助成）	参加者 16人以上 2,000円／回

地域サロン開催地区

逆川区	7　区	14区
富岡区	山際区	堤 区

※各地域の要望により開催していますので、お気軽にご相談ください。

今年もミニ敬老会を開催「14区地域サロン」

14区自治会女性部は毎月一回、コミュニティセンターを利用してサロンを開催しています。9月10日は地域の高齢者の長年にわたる地域貢献に敬意を表して敬老会を開催し、おもてなしをしました。会場へは菊地幸先生をお招きし、「歌体操」で頭と体のストレッチ体操を実施。終始笑顔でこのひとときを楽しみました。

♣♣地域福祉活動に助成金♣♣

福祉活動をする行政区や自治会に、その活動費の一部を助成します。

❊声かけ、安否確認及びふれあい訪問等の見守り活動等
❊福祉活動の各種研修会、会議等の開催等

ごぞんじですか？

社協のホームヘルプサービス

処方された薬を飲み忘れてしまうことってありませんか？障がいのある方や高齢者の方は、持病などにより薬の種類や回数が多く、日々の管理が大変です。しかし、どの薬も、在宅生活を維持する上で欠かすことが出来ません。そこで今回は、飲み忘れがないよう、カレンダーや箱などを上手に活用する方法を紹介します。

どれも、私たちヘルパーからも見やすくなっていて、一緒に服薬状況を確認することが出来ます。薬を飲み過ぎたり、残したりすることなく、定期的に受診することにもつながっています。ぜひ参考にしてみてください。

週間投薬カレンダー
回数や種類が多い方が利用しています。量が少ない方は、ケース型も便利です。一目で確認できるので安心です。

空き箱などのケース
薬が一包になっている方です。箱の色で、朝・夕などに分け、日付を記入するので、次回の受診日が決めやすいです。

卓上カレンダー
週1回など、決められた日時に服用する方が利用しています。手元に置けるので日付を確認しながら服用できます。

棚倉町社会福祉協議会では、下記の通りホームヘルプサービスを実施しています。

サービスの種類	対　象　者	サービスの内容	申 込 み
障害者総合支援法 指定居宅介護事業 ・家事援助 ・身体介護 地域生活支援事業 ・移動支援	**各種事業の受給者証の交付（支給決定）を受けた** ・身体障がい児（者） ・知的障がい児（者） ・精神障がい者	1. 家事援助 （掃除、洗濯、買物等） 2. 身体介護 （入浴、排泄介助等） 3. 移動支援 （社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加の為の外出）	健康福祉課 福祉係
軽度生活援助事業	**介護保険の認定を受けていない** ・65歳以上で一人暮らしの方 ・高齢者世帯の方	1. 宅配の手配・食材の買物などの食事・食材の確保 2. 寝具類等大物の洗濯・日干し・クリーニングの洗濯物搬出入 3. 家屋内の整理、整頓	健康福祉課 高齢者係

＊ 障害者総合支援法の事業では各サービス利用料の1割（負担上限月額あり）が原則自己負担となります。
＊ 軽度生活援助事業では利用料（週1回1時間2,360円）の3割（708円）が自己負担となります。

お気軽にご相談ください　☎33－2623（担当：西牧）

こんにちは！
地域包括支援センターです

～地域包括支援センターは、65歳以上の方のなんでも相談窓口です～

☎33－7811

地域包括支援センターの業務内容について

『ちいき?』『ほうかつ?』『地域包括支援センターって何をするところなの?』
今回は地域包括支援センターの役割や業務についてご紹介します。

《総合相談支援業務》

普段生活する中で、こういう時どう対応したらいいのか困ったことはありませんか?そのような時に相談していただければ、一緒に対応を考えます。

（例）・近所に住んでる人の生活が大変そうなんだけど…。
・介護保険でどのようなサービスを利用できるのか知りたい…。

《包括的・継続的ケアマネジメント業務》

地域資源の創出や活用、環境整備などが必要になるため日々市町村や他の関係機関と連携を図っています。ケアマネさんがよりよい支援ができるようにサポートをすることも役割の一つになっています。

（例）・近所に気軽に出掛けられる場所があれば…。

地域包括支援センター

《権利擁護業務》

地域でこのようなことを見た、聞いたということがあれば、ご相談ください。

（例）・家族と同居しているが、最近怒鳴り声がよく聞こえるようになった…。
・見たことないような人が最近よく隣の家に出入りしてるみたい…。

《介護予防ケアマネジメント》

介護保険の要支援認定者や基本チェックリスト該当者の方に対して、その方の心身の状態に応じて適切なサービスを利用できるように支援していきます。

（例）・家事などを手伝ってほしいんだけど、どこに頼んだらいいのかわからない…。
・家に手すりをつけたいんだけど、どう手続きすればいいの…?

みなさんの声を聞き、地域全体を包括的に支えるシステムを作っていくことが地域包括支援センターの役割です。上記のような相談の他にも随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

しあわせ指定居宅介護支援事業所

～ケアマネ便り㊻～

今回は上台にお住まいの泉澤栄子さん（68歳）：要支援2をご紹介します。

制度のはざまで揺れる思いに応えたい

泉澤さんは、おしゃれで車の運転もできて、情報のアンテナがピーンと立っている方です。（顔写真は恥ずかしいので遠慮しますとのこと）若い頃から障がいと共に歩んでこられ、自宅はバリアフリーで動きやすく、工夫をこらした環境になっています。障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）に基づき、社会福祉協議会の訪問介護サービスを長年利用していました。掃除を中心とした家事援助を利用し、ヘルパーさんとも信頼しあえる良い関係で安心した日々を送っていました。

65歳の誕生日を迎えた時、介護保険申請を町に求められました。他法優先と言って、障害者総合支援法と介護保険法の両方が対象になる方は介護保険法が優先となるものです。それは馴染みのヘルパーさんとの関係が終わり、新たなヘルパー事業所探しの始まりでした。「今まで不自由なくサービスを受けられたのに、制度が変わることで制限が出てくるのはおかしい!」と言う思いに応えるため、希望する訪問曜日・時間、支援内容に応えてくれる事業所を町内外あたり、3か所目でようやく納得できる事業所と出会えたのです。

それから3年、お互いに慣れてきたところに、今年10月1日から要支援1・2の方のヘルパーサービスとデイサービスが「新しい総合事業」と呼ばれる介護保険法外のサービスに移行することが決定しました。新聞やテレビでも情報が流れ、泉澤さんにも『この先ヘルパーの支援を受けることができるのか分からない。弱者は切り捨てられてしまうのか』との思いが走りました。明確な情報が伝わらず、不安とモヤモヤした日々が続きました。

「新しい総合事業」の目的は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等が参加して多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援を可能にすることとされています。現時点で、棚倉町では『多様なサービス』の創設は準備中であり、今まで通りのサービスを今までの事業所から同額の料金で利用できるとされています。

「新しい総合事業」の目的が達成され、町独自のサービスが実現できれば、泉澤さんの生活もさらに便利なものになるはずです。「制度が変わったから不自由になるなんておかしい!」という泉澤さんの思いは私たち介護支援専門員の思いでもあります。制度改正もデメリットだけではないと言えるようにしたいと強く思っています。

◎従来どおりの介護予防サービスを利用する場合、要介護認定が必要となりますが、介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定だけで利用することができます。

※40～64歳の方（2号被保険者）は要介護認定の申請を行います。

※介護支援専門員が介護保険サービス利用のお手伝いをします。
お気軽にご相談ください。☎33-2623（担当：佐藤・江戸・安久津）

ボランティアセンター

2016夏☆サマーショートボランティアスクール 今年の夏も頑張りました!!

郡内及び近隣の高校生に夏休み中の4日間、ボランティア活動を体験する場を提供することにより、自分たちが住む地域社会の福祉課題や福祉の現状を理解し、ボランティア活動への積極的な参加促進と振興を図ることを目的として毎年実施しています。今回、棚倉町では8名が活動し、「棚倉保育園第1園舎」、「棚倉保育園第2園舎」、「特別養護老人ホームほたるの里」でお世話になりました。暑い中笑顔で頑張っていました。「来年もやりたい!!」ととても充実した夏休みになったようです。

子供って
かわいい!!

もっと一緒に
遊びたかった。

保育士に
なりたい!!

福祉施設で
働きたい。

～へたがいい へたでいい～

絵手紙の会福寿草　会長　小峰 テイ子さん

毎月第1月曜日午前中保健センターに集まり描いたものや、家で描いた絵手紙の作品の中から、選りすぐりの115点が白河信用金庫棚倉支店で8月8日～26日の間展示されました。色鮮やかで訪れた人達の目を楽しませていたようです。

いきいきくらぶボランティア

歌体操たんぽぽ　会長　塩田 トミ子さん

7月26日、27日、28日といきいきくらぶで、会員の皆さんが自分たちで作り上げた歌体操を1曲ずつ披露して頂きました。利用者の皆さんが知っている曲を選んで頂いたこともあり、口ずさみながら楽しく体操することが出来ました。「最後に盆踊りを踊りましょう」との声掛けに「昔はよく踊ったもんだ!!」と口々に話し、懐かしそうに踊っていました。

＊ 伊藤節子さん
「いきいきくらぶで役立ててください。」
とかわいい子犬の折り紙をたくさん頂きました。お孫さんの面倒を見ながら折っているそうです。いつもありがとうございます。

7月から9月まで活動して頂いたボランティアの皆さま

☆いきいきくらぶ：食生活改善推進員会、歌体操たんぽぽ、戸井田純也さん、矢吹太一さん
☆手作り雑巾ボランティア：飯島富子さん、永山和子さん、鈴木春枝さん、たなぐら雛の会会員
☆たなぐらサウンドテーブルテニス
☆寿恵園訪問：ボランティアあすなろ
☆傾聴ボランティア：ほほえみ会
☆音声コードの会・たなぐら
☆サロン：カナリヤ会、たなぐら語りの会

ご協力ありがとうございました。

手作り雑巾ボランティアさん募集!!

ボランティアセンターでは、家庭にある未使用タオルを集めています。また、集めた未使用タオルを雑巾に縫ってくださる方も募集しています。縫って頂いた雑巾は町内の学校や施設へ贈呈する予定です。家で出来るボランティアです。縫物が好きな方、タオル1枚から始めてみませんか?

詳しくはボランティアセンターまで。☎33−2623

お知らせコーナー

《心配ごと相談》

【民生委員による相談】 日時　毎月第２月曜日　午前９時～正午（祝祭日の場合は翌日）
10月11日　11月14日　12月12日　１月10日　２月13日　３月13日

【弁護士による相談】 日時　毎月第３木曜日　午前10時30分～午後３時
10月20日　11月17日　12月15日　１月19日　２月16日　３月16日

電話による受付予約は、**前日　９時～ 17時まで**　です。
当日　９時～ 12時まで　とします。

あらかじめ電話予約をして、お越しください。　電話番号は　33－2623　です。
来所による受付は、当日午前９時～午後３時までとします。
※相談については秘密を守ります。　※相談は棚倉町保健福祉センター内相談室で行います。
※無料で相談に応じますのでお気軽にご利用下さい。

福島県社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度とは
低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、資金を貸し付けるもので、市町村社会福祉協議会が窓口となって運営されています。

資金の種類
①総合支援資金　②-1 福祉資金福祉費　②-2 福祉資金緊急小口資金
③教育支援資金　④-1 不動産担保型生活資金
④-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金
関連する貸付制度……生活復興支援資金、臨時特例つなぎ資金

ご利用いただける世帯
低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯

連帯保証人は必要です
要件　○原則として、福島県内に居住する方
○日頃から熱心に相談・援助してくれる方で、申込者よりも収入が高い方
○年齢が65歳未満である方。
○借受世帯の償還困難時には連帯保証人として債務を履行することができる方
※一部、連帯保証人を必要としないものもあります。

貸付利子
○連帯保証人を付けた場合 … 無利子
○連帯保証人を付けられない場合… 年1．5%
※一部、連帯保証人の有無に関わらず無利子のものもあります。

償還方法
原則、預貯金口座からの自動引落となります。

民生委員及び社会福祉協議会等の相談・支援
生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込時から貸付・償還完了まで、担当民生委員が相談・支援を行います。

相談・申込方法は、地区の民生委員、又は市町村社会福祉協議会が窓口です。

ホームページ公開中。

社協の情報が満載です。ぜひ、ご覧ください。
http://www.tanagurashakyo.jp

※この広報紙の発行には、共同募金の配分金が一部使われています。